

規 番	程 号	さいたま市水道局企業管理規程名	公布年月日
1		さいたま市水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程	平成30年3月23日
2		さいたま市水道局文書管理規程の一部を改正する規程	平成30年3月30日
3		さいたま市水道局会計規程の一部を改正する規程	平成30年3月30日

さいたま市水道局企業管理規程第1号

さいたま市水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局安全衛生管理規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
さいたま市水道局安全衛生管理規程	さいたま市水道局安全衛生管理規程
目次	
<u>第1章 総則（第1条—第3条）</u>	
<u>第2章 総括安全衛生管理者等（第4条—第13条）</u>	
<u>第3章 安全衛生委員会（第14条—第17条）</u>	
<u>第4章 衛生委員会（第18条—第21条）</u>	
<u>第5章 健康管理（第22条—第27条）</u>	
<u>第6章 安全管理（第28条—第33条）</u>	
<u>第7章 補則（第34条・第35条）</u>	
附則	
<u>第1章 総則</u>	
第3条 [略]	第3条 [略]
<u>第2章 総括安全衛生管理者等</u>	
（総括安全衛生管理者等の選任）	（総括安全衛生管理者等の選任）
第4条 <u>水道局に、法第10条第1項に規定する総括安全衛生管理者（以下「総括安全衛生管理者」という。）を1人、法第11条第1項に規定する安全管理者（以下「安全管理者」という。）を4人、法第12条第1項に規定する衛生管理者（以下「衛生管理者」という。）を4人、法第12条の2に規定する安全衛生推進者（以下「安全衛生推進者」という。）を1人、消防法（昭和23年法律第186号）第8条に規定する防火管理者を5人置く。</u>	第4条 <u>水道局に法第10条第1項に規定する総括安全衛生管理者（以下「総括安全衛生管理者」という。）を1人、法第11条第1項に規定する安全管理者（以下「安全管理者」という。）を4人、法第12条第1項に規定する衛生管理者（以下「衛生管理者」という。）を4人、法第12条の2に規定する安全衛生推進者（以下「安全衛生推進者」という。）を1人、消防法（昭和23年法律第186号）第8条に規定する防火管理者を5人置き、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が選任する。</u>

2 [略]

(危険物取扱者)

第10条 安全管理者は、事業施設のうち消防法第2条第7項に規定する第2石油類及び第3石油類を取り扱う事業施設ごとに、危険物取扱者1人を選考し、水道事業管理者（以下「管理者」という。）の承認を得て指名する。

2 [略]

(産業医)

第12条 法第13条に規定する産業医（以下「産業医」という。）を置く箇所並びにその名称及び人数は、別表第2に定めるとおりとする。

2 [略]

(作業主任者)

第13条 法第14条に規定する作業主任者を置く箇所並びにその名称、人数及び職務は、別表第3に定めるとおりとする。

2 [略]

### 第3章 安全衛生委員会

(安全衛生委員会の設置等)

第14条 水道庁舎に、法第19条第1項に規定する安全衛生委員会を置く。

2 安全衛生委員会は、法第17条第1項各号及び法第18条第1項各号に掲げる事項を調査審議する。

(安全衛生委員会の組織)

第15条 安全衛生委員会は、委員長、水道庁舎産業医及び委員5人をもって組織する。

2 委員長（安全衛生委員会の委員長をいう。以下この章において同じ。）は、業務部長をもって充てる。

3 委員は、法第19条第2項及び同条第4項において準用する法第17条第4項の規定に基づき、職員の中から管理者が指名する。

(委員長の職務)

第16条 委員長は、会務を総理し、安全衛生委員会を代表する。

2・3 [略]

(安全衛生委員会の会議)

2 [略]

(危険物取扱者)

第10条 安全管理者は、事業施設のうち消防法第2条第7項に規定する第2石油類及び第3石油類を取り扱う各事業施設ごとに、危険物取扱者1人を選考し、管理者の承認を得て指名する。

2 [略]

(産業医)

第12条 水道局に法第13条に規定する産業医（以下「産業医」という。）を1人置き、管理者が選任する。

2 [略]

(作業主任者)

第13条 法第14条に規定する作業主任者を置く箇所並びにその名称、人数及び職務は、別表第2に定めるとおりとする。

2 [略]

(安全衛生委員会)

第14条 水道局に法第19条第1項に規定する安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、法第17条第1項各号及び法第18条第1項各号に掲げる事項を調査審議する。

(委員会の組織)

第15条 委員会は、法第19条第2項の規定に基づき、委員長、産業医及び委員6人をもって組織する。

2 委員長は、業務部長をもって充てる。

3 委員は、法第19条第2項及び第4項において準用する法第17条第4項の規定に基づき、職員の中から管理者が指名する。

(委員長の職務)

第16条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2・3 [略]

(会議)

第17条 安全衛生委員会の会議は、毎月1回以上開催するものとし、委員長が招集する。

2 安全衛生委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 安全衛生委員会の庶務は、水道総務課において処理する。

4 安全衛生委員会の運営に関し必要な事項は、安全衛生委員会が別に定める。

#### 第4章 衛生委員会

##### (衛生委員会の設置等)

第18条 法第18条第1項に規定する衛生委員会を置く箇所は、別表第4のとおりとする。

2 衛生委員会は、法第18条第1項各号に掲げる事項を調査審議する。

3 衛生委員会は、労働災害の防止のため必要があるときは、前項に規定する事項以外の事項を議題とすることができる。

##### (衛生委員会の組織)

第19条 衛生委員会は、委員長、産業医及び委員をもって組織し、その構成は、別表第4のとおりとする。

2 委員長（衛生委員会の委員長をいう。以下この章において同じ。）は、管理者が選任する。

3 委員は、法第18条第2項及び同条第4項において準用する法第17条第4項の規定に基づき、職員の中から管理者が指名する。

4 管理者は、必要に応じ、前項に規定する委員以外の者を委員として加えることができる。

##### (委員長の職務)

第20条 委員長は、会務を総理し、衛生委員会を代表する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

##### (衛生委員会の会議)

第21条 衛生委員会の会議は、毎月1回以上開催するものとし、委員長が招集する。

2 衛生委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 衛生委員会の庶務は、別表第4に定める箇所に属する組織のうち、委員長が定める課所において処理する。

4 衛生委員会の運営に関し必要な事項は、衛生委

第17条 委員会は、毎月1回以上開催するものとし、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の庶務は、水道総務課において処理する。

4 委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

員会が別に定める。

## 第5章 健康管理

第22条 [略]

第23条 [略]

第24条 [略]

(指導区分の決定等)

第25条 健康診断を行った結果、健康に異常又は異常を生じるおそれがあると認められた職員については、産業医又は他の医師の意見を聴き、別表第5の指導区分の欄に掲げる区分に応じて指導区分の決定を行う。

2 [略]

(事後措置)

第26条 前条の規定により指導区分の決定又は変更を行った職員については、その指導区分に応じ、別表第5の事後措置の基準の欄に掲げる基準に従い適切な事後措置をとるとともに、当該職員及びその所属長に当該事後措置の内容を通知する。

(脳血管疾患及び虚血性心疾患の予防のための保健指導)

第27条 所属長は、健康診断において、脳血管疾患及び虚血性心疾患の発生にかかわる身体の状態に関する検査を受けた職員が別に定める基準に該当する場合には、当該職員（第25条第1項の規定により、脳血管疾患又は虚血性心疾患の発生に関し別表第5に規定する医療の面1又は2の指導区分の決定を受けた職員を除く。）に対し、医師の面接による保健指導を行うものとする。

2 [略]

## 第6章 安全管理

第28条 [略]

第29条 [略]

第30条 [略]

第31条 [略]

第18条 [略]

第19条 [略]

第20条 [略]

(指導区分の決定等)

第21条 健康診断を行った結果、健康に異常又は異常を生じるおそれがあると認められた職員については、産業医又は他の医師の意見を聴き、別表第3の指導区分の欄に掲げる区分に応じて指導区分の決定を行う。

2 [略]

(事後措置)

第22条 前条の規定により指導区分の決定又は変更を行った職員については、その指導区分に応じ、別表第3の事後措置の基準の欄に掲げる基準に従い適切な事後措置をとるとともに、当該職員及びその所属長に当該事後措置の内容を通知する。

(脳血管疾患及び虚血性心疾患の予防のための保健指導)

第23条 所属長は、健康診断において、脳血管疾患及び虚血性心疾患の発生にかかわる身体の状態に関する検査を受けた職員が別に定める基準に該当する場合には、当該職員（第21条第1項の規定により、脳血管疾患又は虚血性心疾患の発生に関し別表第3に規定する医療の面1又は2の指導区分の決定を受けた職員を除く。）に対し、医師の面接による保健指導を行うものとする。

2 [略]

第32条 [略]

第33条 [略]

第7章 補則

第34条 [略]

第35条 [略]

別表第2 (第12条関係)

箇所	名称	人数
水道庁舎	水道庁舎産業医	1人
針ヶ谷庁舎	針ヶ谷庁舎産業医	1人
北部水道営業所	北部水道営業所産業医	1人
水道総合センター	水道総合センター産業医	1人

別表第3 (第13条関係)

[略]

別表第4 (第18条、第19条、第21条関係)

箇所	組織
針ヶ谷庁舎	委員長、針ヶ谷庁舎産業医及び委員5人
北部水道営業所	委員長、北部水道営業所産業医及び委員5人
水道総合センター	委員長、水道総合センター産業医及び委員5人

別表第5 (第25条、第26条、第27条関係)

[略]

第28条 [略]

第29条 [略]

第30条 [略]

第31条 [略]

別表第2 (第13条関係)

[略]

別表第3 (第21条、第22条、第23条関係)

[略]

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

## さいたま市水道局企業管理規程第2号

### さいたま市水道局文書管理規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局文書管理規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(歴史資料の引継ぎ) 第40条 水道総務課長は、毎年度終了後速やかに、 廃棄を予定している文書の目録を市長の事務部局 の歴史資料担当課又は室の長（以下「歴史資料担 当課長」という。）に送付するものとする。 2 [略]	(歴史資料の引継ぎ) 第40条 水道総務課長は、毎年度終了後速やかに、 廃棄を予定している文書の目録を市長の事務部局 の歴史資料担当課又は課内室の長（以下「歴史資 料担当課長」という。）に送付するものとする。 2 [略]

### 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

さいたま市水道局企業管理規程第3号

さいたま市水道局会計規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局会計規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(企業出納員の委任事務)</p> <p>第3条 法第13条第2項の規定に基づき、管理者は水道事業の業務に係る公金の出納その他の会計事務のうち、次に掲げるものについては、当該企業出納員に委任する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 水道財務課長である企業出納員に対する委任事務 ア 水道事業の業務に係る公金の収納及び還付に関すること。</p> <p>イ～カ [略]</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(5) 給水装置課長である企業出納員に対する委任事務 ア・イ [略] <u>ウ 貯蔵消耗品の出納及び保管に関すること。</u></p> <p>エ [略]</p> <p>(6)～(9) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(帳簿)</p> <p>第10条 水道事業に関する取引を記録し、計算し、及び整理するため、次の表の左欄に掲げる課の長は、それぞれ同表の右欄に掲げる帳簿（これらの帳簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であ</p>	<p style="text-align: center;">(企業出納員の委任事務)</p> <p>第3条 法第13条第2項の規定に基づき、管理者は水道事業の業務に係る公金の出納その他の会計事務のうち、次に掲げるものについては、当該企業出納員に委任する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 水道財務課長である企業出納員に対する委任事務 ア 水道事業の業務に係る公金の収納及び還付 <u>(水道総務課長、管財課長、営業課長、給水装置課長、給水工事課長、水道営業所長及び北部水道建設課長である企業出納員の所管する事務を除く。)</u>に関すること。</p> <p>イ～カ [略]</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(5) 給水装置課長である企業出納員に対する委任事務 ア・イ [略]</p> <p>ウ [略]</p> <p>(6)～(9) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(帳簿)</p> <p>第10条 水道事業に関する取引を記録し、計算し、及び整理するため、次の表の左欄に掲げる課の長は、それぞれ同表の右欄に掲げる帳簿（これらの帳簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であ</p>



って、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を含む。以下同じ。)を備えて、整理及び保管をしなければならない。

[略]

2 [略]

(領収書等の交付)

第27条 [略]

2・3 [略]

4 次に掲げる方法により水道料金及び下水道使用料の納入を受けた場合は、領収書の交付を省略することができる。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定による指定をした者による納入

(2) 電磁的記録の方法による納入

って、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を含む。以下同じ。)を備えて、整理及び保管をしなければならない。

[略]

2 [略]

(領収書等の交付)

第27条 [略]

2・3 [略]

## 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。